

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(市町村振興課)

土地改良事業の認可(二件)(農村整備課)

国土調査の成果の認証(一)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(五件)(下水道課)

◇ 選 管 告 示

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出

資金管理団体の指定の取消しの届出

◇ 公 告

平成十一年度後期技能検定の実施(労政能力開発課)

傍聴をすることができる指名競争入札の執行(農政課)

告 示

鳥取県告示第五百六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、船岡町(大字坂田及び大字船岡の各一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成十一年九月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成十年八月二十日現在の地番による。)
大字坂田字天満下分	大字坂田字天満下分のうち五の一から五の三まで、五の五、五の六、五の九から五の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字坂田字宿分	大字坂田字宿分三五一の一、三五一の七から三五一の九まで及びこれらと一体をなす国有地
大字坂田字池田屋敷	大字坂田字天満下分五の一から五の三まで、五の五、五の六、五の九から五の一まで及びこれらと一体をなす国有地 大字坂田字宿分のうち三五一の一、三五一の七から三五一の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字坂田字池田屋敷のうち三六三次一以外の区域

大字坂田字池田 口	大字坂田字池田屋敷三六三六一 大字坂田字池田口の全域
大字坂田字上土 居	大字坂田字上土居の全域 大字坂田字赤岩二八四の一三
大字坂田字梶畑 下分	大字坂田字梶畑下分の全域 大字坂田字赤岩二八四の四から二八四の七まで及びこれらと一体を なす国有地
大字坂田字赤岩	大字坂田字赤岩のうち二八四の四から二八四の七まで、二八四の一 三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字坂田字松ノ 木	大字坂田字松ノ木のうち五〇六の一と一体をなす国有地の一部以 外の区域
大字坂田字惣門 口	大字坂田字松ノ木五〇六の一と一体をなす国有地の一部 大字坂田字惣門口の全域
大字坂田字松ノ 木東	大字坂田字松ノ木東六九五の二 大字坂田字松ノ木東六九五の一 大字坂田字薬師下平六九六の三
大字坂田字薬師 下平	大字坂田字松ノ木東のうち六九五の二以外の区域 大字坂田字薬師下平のうち六九六の三以外の区域

鳥取県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業外邑地区農道整備）を平成十一年八月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

<p>平成十一年九月三日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p>				
<p>鳥取県告示第五百六十五号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業外邑地区暗渠排水）を平成十一年八月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。</p> <p>平成十一年九月三日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p>				
<p>鳥取県告示第五百六十六号</p> <p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。</p> <p>平成十一年九月三日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p>				
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
船岡町	平成七年度から平成十一年度まで	船岡町（大字坂田及び大字船岡の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡船岡町大字坂田及び大字船岡の各一部	平成十一年九月三日

鳥取県告示第五百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字横手字福路五〇〇の一・五〇〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇〇の一三、五〇〇の一五、五〇一の二、五〇一の六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から平成十六年三月三十一日まで

（変更前 昭和五十二年三月一日から平成十三年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分

倉吉市大谷字中尾、不入岡字一本榎、字明現、字大林、字高畑、字荒神畑、字宮ノ下、字堀、字湯ノ上、字中堀、字奥屋敷、字堂面、字鋤先、字弥次兵衛、字東前、字三反田、字垣ノ内、字新名原、字三度舞、字沢ベリ、字東畑、字大平ル及び字茅林、国府字北内、字屋敷、字東前、字柳塚、字中屋敷、字宮ノ下、字塔堂寺、字明現、字法花寺及び字上屋敷、国分寺字東畑、字雑シ、字雑シ畑、字屋敷、字上前田、字三反田、字六反田、字兵庫谷平、字下前田、字河原毛田及び字宮ノ谷、福光字今倉田、字北田、字屋敷、字平田、字城ノ内、字城ノ前、字代田、字木ヶ坪、字下石ソ子及び字上石ソ子、和田字野畑、字和田境、字東屋敷、字西屋敷、字井津尻、字北田、字東野尻、字上畑田及び字西門、和田東町字中島、字下畑田、字樋ノ外、字菱田、字池田、字向山及び字道和尚、馬場町、広栄町字広栄、大原字大開、字千町、字山ノ下、字裾ヶ谷、字松ノ木谷口、字宮ノ下、字儀瀬田、字清水、字六地藏、字屋敷通り、字寺ノ谷、字大門谷口、字上河原、字尾山、字池ノ尾口及び字井手口、北野字中庄路、字野ノ下夕、字上ミ野前、字八反田、字下河原、字前田、字屋敷、字大坪、字井手ノ上、字行留メ及び字水上並びに生田字西上河原

2 変更する部分 使用する部分 なし

倉吉市北野字大石橋及び生田字西河原

鳥取県告示第五百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十六年三月三十一日まで

（変更前 昭和五十二年十二月十六日から平成十三年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 東伯郡羽合町大字字野字浜屋敷、字谷尻、字磯坪及び字下大田、

大字橋津字根瀧及び字二ノ浜屋敷、大字赤池字河端、字古堂、字

本ノ土井及び字上通り、大字長瀬字二ノ新川前、字北寺屋敷、字

岸、字八町、字三ツ実、字新川尻、字池端及び字新川屋敷、大字

光吉字九田ヶ坪、大字上浅津字二ノ濱田並びに大字田後字井尻及

び字二ノ堀

2 使用の部分

追加する部分 東伯郡羽合町大字字野字石脇

鳥取県告示第五百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十六年三月三十一日まで

（変更前 昭和五十二年十二月十六日から平成十三年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 東伯郡東郷町大字長和田字三通田

変更する部分 東伯郡東郷町大字長江字沖代々、大字門田字小五郎、字大藪、字

植木及び字尾長、大字野花字西走り出、大字引地字頃木松、大字

中興寺字深田、大字久見字京免、字樋ノ詰及び字大坪並びに大字

田畑字山崎

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第五百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第

一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 施行者の名称

三朝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画下水道事業 三朝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から平成十六年三月三十一日まで

(変更前 昭和五十六年十一月二十七日から平成十三年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 東伯郡三朝町大字坂本字宮谷、字家ノ上、字市田、字前垣、字大田、字居護、字清永田、字上ミ河原、字坪谷、字小田、字蓬生、字寶大神、字川ノ上、字丹波屋敷、字オノ前、字砂休、字鳥帽安岩、字下逸散原、字山崎及び字沖ノ戸、大字吉田字定田、字水引口、字水引谷、字境田及び字石田、大字余戸字杉縄、字深田、字切立、字新崎、字村通及び字新宮、大字片柴字増野、字空庄、字前田、字別所、字郷道、字岡ノ前、字荒滝、字岡、字曲り田、字五反田、字天満及び字上天満、大字吉田字坂根、字上ミ村通、字宮ノ前、字下屋敷、字掘り及び字寺ノ前、大字今泉字岸ノ下、字前田、字上ノ山、字荒堀、字矢射谷口、字深沼、字畑田、字戸尻、字川上及び字石田並びに大字鎌田字早稲田、字堂ノ前、字前田及び字深田

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 関金町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から平成十六年三月三十一日まで

(変更前 昭和五十六年十一月二十七日から平成十三年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 東伯郡関金町大字関金宿字唐鴨山、字唐鴨、字山ノ平1、字山ノ平2、字山ノ平3、字寺屋敷及び字佐野山、大字安歩字黒谷、大字松河原字横峯、字若林、字下若林、字上番原、字京田及び字向田、大字郡家字ズバヒ谷、字谷田、字法大神、字下高下、字堂附、字棚谷口、字中津、字出口、字隅ノ内、字牛尊口、字横路、字袖子ノ木、字向河内、字山根、字横垣及び字堂ノ本並びに大字山口字寺ノ前、字法大神、字屋敷、字出畑、字塚根、字横路、字机原、字山横路、字屋敷通、字前田、字上ミ前田、字上屋敷通、字大山口、字新助及び字家ノ前

変更する部分 東伯郡関金町大字関金宿字柿ノ木田、字宮ノタワ、字ジャキ谷、

選挙管理委員会告示

2 使用の部分 なし
字大坪、字茶山及び字茶山平、大字大鳥居字新林峯、字新林、字下朝干、字崩橋、字ゴゴロ及び字八王子前並びに大字安歩字巻里塚、字宮ノ前及び字下大向

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。
平成十一年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

Table with 5 columns: 政治団体の名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日, 備考. Rows include 自由民主党鳥取市岩倉支部 and 田口かつぞう後援会.

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。
平成十一年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

Table with 5 columns: 政治団体の名称, 異動事項, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 届出年月日, 備考. Rows include 自由民主党鳥取市上灘支部, 自由民主党鳥取県トラック支部, 自由民主党鳥取市大郷支部, etc.

水沢健一後援会	〃	木村 幹夫	本角 隆	九日	〃
東因政治経済研究会	氏名	川部 定蔵	出井 英市	平成十一年八月十日	〃
鳥取県トラック運輸政治連盟	〃	大内 康男	阿野 恵一	平成十一年八月二日	〃
〃	代表者の氏名	鳥越 博行	鳥越 義実	〃	〃
竹田賢一後援会	〃	竹田 賢一	田中 勇	平成十一年七月二十八日	〃
久本温彦後援会	〃	久本 裕子	熊谷 操	平成十一年七月十七日	〃
牧廣後援会	〃	牧 裕美	矢田 久夫	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
足立幸後援会	松本 慶	花井 利郎	境港市小篠津町八九五	平成十一年八月三日	〃
中部青年政経会	前田 六仁	道祖尾孝康	倉吉市南昭和町五九	平成十一年八月二日	〃
山根君太郎後援会	矢部 賢禹	矢部 徳次	八頭郡八東町大字用呂九一四	〃	〃
ひのけん松原一男後援会	住田 孝治	谷口 恭之	日野郡日野町根雨三四三十五	〃	〃
沢田幹雄後援会	村田 誠治	村田 善治	岩美郡国府町大字美歎二六四	平成十一年七月三十日	〃
福田勲後援会	生田 誠一	生田 誠一	八頭郡河原町大字渡一木二三〇一一	平成十一年七月十七日	〃
遠藤克之後援会	西尾 武	尾崎 裕幸	安井宿四三四	平成十一年七月十六日	〃
中山政一後援会	井中 史朗	西村 久光	鳥取市天神町三四	平成十一年七月十二日	〃
小出英一後援会	小出 英一	西尾 一男	鳥取市若葉台南六丁目九一一八	平成十一年七月十五日	〃
藤田孝義後援会	安田 利憲	長尾 厚	日野郡江府町大字江尾一七八一一八	〃	〃
藤田栄治後援会	藤田 栄治	長尾 静夫	米子市上後藤五丁目七一一三	〃	〃
福谷勝三後援会	福谷 勝三	長尾 寛	米子市東福原一丁目二一五八	平成十一年七月十四日	〃
政治団体の名称	氏名	者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
					その他の政治団体

鳥取県建設政治連盟日野支部	浜本 博	谷口 恭之	日野郡日野町根雨三四三—五	平成十一年八月四日	〃
松田道昭県政研 究会	松田 道昭	平久 健二	東伯郡東伯町大字八橋一四五五	平成十一年八月十九日	〃
松田道昭後援会	北中 善蔵	〃	〃	〃	〃
松田道昭後援会 解放共闘支部	松田 道昭	〃	倉吉市鍛冶町一丁目二九七—一一	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体 期間 平成11年1月1日～同年7月31日 政治団体の名称 足立幸後援会 報告年月日 平成11年8月3日 (平成11年7月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 15,000円 (1) 前年繰越額 15,000円	(2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円 期間 平成11年1月1日～同年7月19日 政治団体の名称 遠藤克之後援会 報告年月日 平成11年7月26日 (平成11年7月19日解散) 収入・支出の総額
---	--

1 収入総額 40,718円 (1) 前年繰越額 40,718円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円 期間 平成11年1月1日～同年6月27日 政治団体の名称 小出英一後援会 資金管理団体の 届出をした者の氏名 小出英一 資金管理団体の 届出に係る公職の種類 鳥取市議会議員 報告年月日 平成11年7月15日 (平成11年6月27日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 期間 平成11年1月1日～同年7月15日 政治団体の名称 沢田幹男後援会 報告年月日 平成11年7月30日 (平成11年7月15日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 期間 平成11年1月1日～同年7月30日	政治団体の名称 鳥取県建設政治連盟 日野支部 報告年月日 平成11年8月4日 (平成11年7月30日解散) 収入・支出の総額 1 収入・支出総額 77,677円 (1) 収入総額 77,677円 7 前年繰越額 77,642円 4 本年収入額 35円 (2) 支出総額 77,677円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 35円 合 計 35円 (2) 支出の内訳 政治活動費 77,677円 寄附・交付金 77,677円 合 計 77,677円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円) 政治団体の名称 ひのけん松原一男 後援会 報告年月日 平成11年7月30日 (平成11年7月30日解散) 収入・支出の総額
--	--

収入・支出の総額 1 収入総額 15,000円 (1) 前年繰越額 15,000円	収入・支出の総額
---	----------

<p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年7月11日</p> <p>政治団体の名称 福谷勝三後援会</p> <p>資金管理団体の 届出をした者の氏名 福谷勝三</p> <p>資金管理団体の 届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員</p> <p>報告年月日 平成11年7月14日</p> <p>(平成11年7月11日解散)</p>	<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄付 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)</p> <p>政治団体からの寄附 37,800円</p> <p>その他の収入 17円</p> <p>10万円未満の収入 17円</p> <p>合 計 37,817円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>政治団体からの寄附</p> <p>その他 37,800円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費 52,837円</p> <p>事務所費 52,837円</p> <p>合 計 52,837円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>政治団体の名称 中部青年政経会</p> <p>資金管理団体の 届出をした者の氏名 前田六仁</p> <p>資金管理団体の 届出に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>報告年月日 平成11年8月2日</p> <p>(平成11年7月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>7 前年繰越額 84円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 84円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>経常経費 84円</p> <p>事務所費 84円</p> <p>合 計 84円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>
<p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 52,837円</p> <p>7 前年繰越額 15,020円</p> <p>イ 本年収入額 37,817円</p> <p>(2) 支出総額 52,837円</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年7月30日</p>	<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>政治団体からの寄附 37,800円</p> <p>その他の収入 17円</p> <p>10万円未満の収入 17円</p> <p>合 計 37,817円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>政治団体からの寄附</p> <p>その他 37,800円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費 52,837円</p> <p>事務所費 52,837円</p> <p>合 計 52,837円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>政治団体の名称 松田道昭県政研究会</p> <p>資金管理団体の 届出をした者の氏名 松田道昭</p> <p>資金管理団体の 届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員</p> <p>報告年月日 平成11年8月19日</p> <p>(平成11年7月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>7 前年繰越額 84円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 84円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>経常経費 84円</p> <p>事務所費 84円</p> <p>合 計 84円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>
<p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 52,837円</p> <p>7 前年繰越額 15,020円</p> <p>イ 本年収入額 37,817円</p> <p>(2) 支出総額 52,837円</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年7月13日</p>	<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>政治団体からの寄附 37,800円</p> <p>その他の収入 17円</p> <p>10万円未満の収入 17円</p> <p>合 計 37,817円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>政治団体からの寄附</p> <p>その他 37,800円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費 52,837円</p> <p>事務所費 52,837円</p> <p>合 計 52,837円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>政治団体の名称 松田道昭後援会</p> <p>資金管理団体の 届出をした者の氏名 松田道昭</p> <p>資金管理団体の 届出に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>報告年月日 平成11年8月19日</p> <p>(平成11年7月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>7 前年繰越額 84円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 84円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>経常経費 84円</p> <p>事務所費 84円</p> <p>合 計 84円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>
<p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 52,837円</p> <p>7 前年繰越額 15,020円</p> <p>イ 本年収入額 37,817円</p> <p>(2) 支出総額 52,837円</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年7月13日</p>	<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>政治団体からの寄附 37,800円</p> <p>その他の収入 17円</p> <p>10万円未満の収入 17円</p> <p>合 計 37,817円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>政治団体からの寄附</p> <p>その他 37,800円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費 52,837円</p> <p>事務所費 52,837円</p> <p>合 計 52,837円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>政治団体の名称 松田道昭後援会</p> <p>資金管理団体の 届出をした者の氏名 松田道昭</p> <p>資金管理団体の 届出に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>報告年月日 平成11年8月19日</p> <p>(平成11年7月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>7 前年繰越額 84円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 84円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>経常経費 84円</p> <p>事務所費 84円</p> <p>合 計 84円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>

<p>期間 平成11年1月1日～同年7月28日 政治団体の名称 山根君太郎後援会 報告年月日 平成11年7月30日 (平成11年7月28日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 足立幸後援会 報告年月日 平成11年8月3日 (平成11年7月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 15,000円 (1) 前年繰越額 15,000円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>(1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (21人) 21,000円 その他の収入 10万円未満の収入 53円 合 計 21,053円 (2) 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 68,900円 合 計 68,900円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>政治団体の名称 中山政一後援会 報告年月日 平成11年7月22日 (平成10年12月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 1,412円 (1) 前年繰越額 1,412円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>その他の経費 合 計 9,676円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 藤田孝義後援会 報告年月日 平成11年7月14日 (平成11年7月13日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>
<p>政治団体の名称 遠藤克之後援会 報告年月日 平成11年7月26日 (平成11年7月19日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入・支出の総額 109,618円 (1) 収入総額 109,618円 ア 前年繰越額 88,565円 イ 本年収入額 21,053円 (2) 支出総額 68,900円 2 収入・支出の内訳</p>	<p>(1) 収入の内訳 政治団体の名称 鳥取県建設政治連盟 日野支部 報告年月日 平成11年8月4日 (平成11年7月30日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 77,642円 ア 前年繰越額 77,566円 イ 本年収入額 76円 (2) 支出総額 0円 2 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 76円 合 計 76円</p>	<p>政治団体の名称 福田勲後援会 報告年月日 平成11年7月27日 (平成10年12月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入・支出の総額 9,676円 (1) 収入総額 9,676円 ア 前年繰越額 9,676円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 9,676円 2 支出の内訳 政治活動費</p>	<p>政治団体の名称 松田道昭県政研究会 資金管理団体の 届出をした者の氏名 松田道昭 資金管理団体の 届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員 報告年月日 平成11年8月19日 (平成11年7月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 山根君太郎後援会 報告年月日 平成11年7月30日 (平成11年7月28日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p>

1 収入総額	0円	政治団体の名称 松田道昭県政研究会	資金管理団体の名称 松田道昭	収入・支出の総額	0円
2 支出総額	0円	資金管理団体の名称 藤田孝義後援会	資金管理団体の名称 藤田孝義後援会	1 収入総額	0円
期間	平成9年1月1日～同年12月31日	届出をした者の氏名 松田道昭	届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員	2 支出総額	0円
報告年月日	平成11年7月14日	報告年月日	平成11年8月19日	収入・支出の総額	0円
(平成11年7月13日解散)		(平成11年7月30日解散)			

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
田村耕太郎政策研究会	公職の種類	衆議院議員	鳥取県知事	平成十一年四月二十一日
道祖尾孝康後援会	〃	大栄町議会議員	衆議院議員	平成十一年七月二十一日
東因政治経済研究会	会計責任者の氏名	川部定蔵	出井英市	平成十一年八月十八日

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
福谷 勝三	鳥取県議会議員	福谷勝三後援会	米子市東福原一丁目二一五八	福谷 勝三	平成十一年七月十四日
藤田 栄治	米子市議会議員	藤田栄治後援会	米子市上後藤五丁目七―三三	藤田 栄治	〃
小出 英一	鳥取市議会議員	小出英一後援会	鳥取市若葉台南六丁目九―一八	小出 英一	平成十一年七月十五日
前田 六仁	衆議院議員	中部青年政経会	倉吉市南昭和町五九	前田 六仁	平成十一年八月二日
松田 道昭	鳥取県議会議員	松田道昭県政研究会	東伯郡東伯町大字八橋一四五五	松田 道昭	平成十一年八月十九日

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成11年度後期の技能検定を次のとおり実施する。

平成11年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 検定を実施する職種及びその等級
- ア 特級
金属熱処理、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、金属プレス加工、機械検査、建設機械整備、めつき、紳士服製造、機械保全及びプラスチック成形
- イ 1級及び2級
鍛造、機械検査、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、配管、型枠施工、鉄筋施工、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、かわらぶき、防水施工、機械・プラント製図、塗装、さく井、金型製作、ロープ加工、パン製造、コンクリート圧送施工、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び機械保全
- ウ 3級
機械検査、配管、プリント配線板製造、テクニカルイラストレーション及び電気製図
- エ 単一等級
樹脂接着剤注入施工及び電子回路接続
- 2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成11年11月29日（月）から平成12年2月20日（日）までの間において、別途

鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成11年11月19日（金）から鳥取県職業能力開発協会に掲示するとともに、受験申請者に送付する。（ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。）

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査（1級、2級及び3級）、婦人子供服製造、紳士服製造（1級及び2級）、和裁、配管、型枠施工、鉄筋施工	平成12年1月30日（日）
金属熱処理、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、金属プレス加工、機械検査（特級）、建設機械整備、めつき、紳士服製造（特級）、機械保全（特級）、プラスチック成形、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、かわらぶき、防水施工、機械・プラント製図、塗装、さく井、金型製作、ロープ加工、パン製造、コンクリート圧送施工及び樹脂接着剤注入施工	平成12年2月6日（日）

電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、機械保全（1級及び2級）及び電子回路接続
 平成12年2月13日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続き

(1) 提出種類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階
 鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成11年10月1日（金）から同月15日（金）まで（日曜日・土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 なお、郵送による場合は、平成11年10月15日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受検申請ができる。

5 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験

検 定 職 種

金属熱処理

機械加工

仕上げ

電子機器組立て

電気機器組立て

金属プレス加工

機械検査

建設機械整備

めつき

紳士服製造

機械保全

プラスチック成形

鍛造

婦人子供服製造

和裁

配管

型枠施工

鉄筋施工

空気圧装置組立て

手数料

金属熱処理	15,400円
機械加工	15,400円
仕上げ	15,400円
電子機器組立て	15,400円
電気機器組立て	15,400円
金属プレス加工	15,400円
機械検査	15,400円
建設機械整備	11,200円
めつき	7,500円
紳士服製造	15,400円
機械保全	13,400円
プラスチック成形	15,400円
鍛造	15,400円
婦人子供服製造	11,200円
和裁	10,000円
配管	13,400円
型枠施工	8,900円
鉄筋施工	15,400円
空気圧装置組立て	13,400円
	15,400円

油圧装置調整	13,400円	<p>(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。</p> <p>(3) その他 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも受検手数料は返還しない。</p> <p>6 合格者の発表等</p> <p>(1) 合格通知 実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成12年3月24日(金)に書面で通知する。 また、技能検定の合格者の氏名は、平成12年3月24日(金)の鳥取県公報で公示する。</p> <p>(2) 合格証書の交付 技能検定の合格者には、労働大臣名又は鳥取県知事名の合格証書を交付する。</p> <p>7 その他 技能検定について不明な点は、鳥取商工労働部労政能力開発課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。</p>
農業機械整備	13,400円	
冷凍空気調和機器施工	14,500円	
石材施工	15,400円	
建築大工	13,400円	
かわらぶき	15,400円	
防水加工	15,400円	
樹脂接着剤注入施工	15,400円	
機械・プラント製図	9,500円	
塗装	13,400円	
さく井	15,400円	
金型製作	15,400円	
ロープ加工	15,400円	
パン製造	15,400円	
コンクリート圧送施工	14,500円	
電子回路接続	15,400円	
半導体製品製造	15,400円	
プリント配線板製造	15,400円	
ガラス施工	10,000円	
テクニカルイラスト	15,400円	
レーション	9,500円	
電気製図	6,300円	
	1級、2級及び3級 (在校生を除く。)	
	3 級 (在校生に限る。)	
	1級、2級及び3級 (在校生を除く。)	
	3 級 (在校生に限る。)	
イ 学科試験	6,300円	
	3,000円	
(2) 納付方法		
1 工事名	ふるさと林道安蔵線(河原工区)開設工事	<p>建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)附則第3項の規定により、傍聴することができる。</p> <p>平成11年9月3日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p>
2 日 時	平成11年9月14日 午後2時から	

3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。

5 問合せ先 鳥取県農林水産部農政課総務係 (電話番号0857-26-7331)